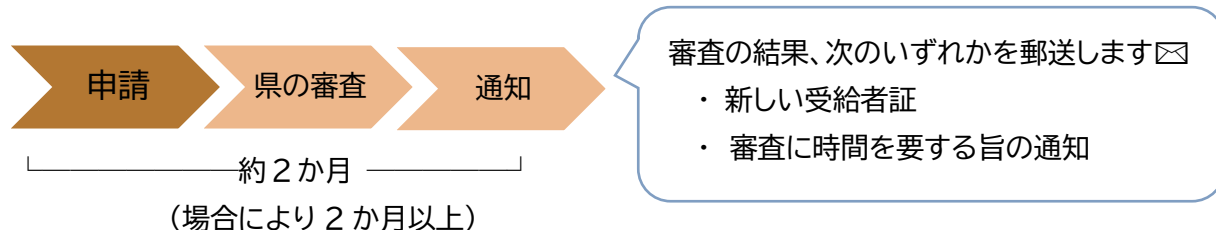


自立支援医療(精神通院)の交付決定までと次回申請について

●申請から交付決定まで

- ・申請後、交付決定までは約2か月かかります。県の審査によっては2か月以上かかる場合もあります。
- ・審査の結果(新規受給者証または審査に時間を要する旨の通知)は、郵送にて行います。



●有効期限切れ期間中の受診について

- ・現在お持ちの受給者証の有効期限が切れてから、新しい受給者証が届くまでの間に医療機関を受診される際は、現在お持ちの受給者証と本日お渡しした申請書のコピーを合わせて医療機関へご提示ください。
- ・新しい受給者証が届くまでに受診した際の医療費については、医療機関ごとに対応が異なります。医療機関の指示に従ってください。(領収書を保管する等)

医療機関への持ち物

- ① 現在の受給者証
- ② 本日お渡しした申請書のコピー
- ③ その他受診に必要なもの

医療費の取り扱い

- △ 医療機関ごとに対応が異なります
- ・ 医療機関の指示に従ってください
 - ・ 領収書の保管が必要な場合があります

●次回申請について(変更・更新)

△ 健康保険、住所・氏名など受給者証の記載事項が変更になった場合は、変更事項が分かる公的文書をお持ちの上、速やかにご申請ください。

- ・次回の更新申請は有効期限の**3か月前**から可能です。下記注意事項をご確認ください。

更新申請に必要なもの

- ☐ 受給者証
- ☐ 健康保険の情報が分かるもの
- ☐ マイナンバーが分かるもの
- ☐ (必要な方のみ) 診断書・訪問看護指示書等

更新申請可能時期

有効期限の3か月前から申請可能
例 有効期限 2025年12月31日
→ 2025年10月1日から申請可能



注意事項

- ・ 更新通知は行っておりませんので、ご自身で期限を管理し、適宜申請してください
- ・ 備考欄「医療用2年目」、「手帳用2年目」の記載がある方
 - ➡ 診断書作成日(医師記入日)より3か月以内の診断書が必要です
- ・ 訪問看護・デイケアをご利用の方は、更新申請に主治医からの指示書等の写しが必要です
- ・ 障害年金等を受給されている方は1年間の受給額が分かるものをご用意ください
(年金機構の通知ハガキや通帳の写し。4～6月申請➡前々年度、7～3月申請➡前年度分)